





今月の特集 頑張る労働基準監督官

先月17日、厚生労働省から「長時間労働が疑われる事業場に対する監督 指導結果」が公表されました。その結果、調査事業場の66.2%およそ3分の 2に労働基準法違反があったそうです。



情報BOX 求人票に代表者名・法人番号が表示されますます

平成29年2月20日以降、ハローワークの求人票に表示される「会社の情報」に代表者名と法人番号が追加されます。



むさしの労務相談室 自転車通勤者にはどんな注意が必要?

自転車事故なんて滅多に起きないと思いがちですが、自転車通勤で事故に 遭って労災申請を依頼されるケースが度々ありますので、やはり危ないです ね。



MRパートナーズNOW 恒例の冬合宿

MRでは毎年恒例の合宿に行ってきました!







調査企業の66%に違反あり

先月17日、厚生労働省から 「長時間労働が疑われる事業場に 対する監督指導結果」が公表され ました。その結果、調査事業場の 66.2%およそ3分の2に労働基準 法違反があったそうです。端から 疑いのある事業場に対する調査な ので、違反率が高いのは当たり前 かもしれませんが、監督官の目の 付け所がどこにあるのか気になり ました。

調査のポイントはここ!

調査結果のうち主な違反内容は 以下の通りです。

主な違反内容

- ①違法な時間外休日労働 43.9%
- ②賃金不払い残業

6.3%

③健康障害防止措置未実施 10.4%

①の違法な時間外休日労働は、 36協定内又は定めた時間を超えて 時間外労働を行わせているという 違反です。

②は残業時間をきちんと集計せずに残業代に不足があるケースや

割増賃金の計算の基礎となる賃金 が含まれておらず、不足額が生じ てしまっている場合です。

③は衛生委員会を設置してない又は毎月1回以上開催していない違 反です。

この結果から分かる、実施すべき対策は以下の通りです。

実施すべき対策

- 1.36協定を締結する
- 2. 給与計算を正確に行う
- 3. 衛生委員会を開催する

この3点について、社内で見直していきましょう。

違反事例から学ぶ

次に今回の調査で監督指導され た事例を見ていきましょう。

監督指導事例(製造業)

労働者の時間外労働を36協定で定める上限時間(特別条項:月120時間)以内に抑えるため、労働時間を管理する役職者によるタイムカードの不正打刻が行われていた。実際は月120時間を超える違法な時間外労働が行われていたため、指導が実施された。

この事例の問題は、36協定を守ることを優先し、実際の時間外労働を**不正**にごまかしていたことです。やはり不正はいけません。しかしながら、ルールを厳格にすればするほど、不正が生じてしまうという一面も見えてきます。

労働基準監督官の頑張り

この報告書の中に、参考として前年同期における監督指導結果があります。それをみると、調査対象とする事業所の残業時間についての基準を、「月100時間超」から「月80時間超」に下げたことにより、調査対象事業所数が4,861件から10,059件へと大幅に増えていることが分かります。

実際に監督指導した事業場数も、3,823件から6,659件と倍近くなっています。限られた監督官の数で前年よりも倍の調査をこなさなければならなかったわけですから、現場の監督官もさぞや大変だったことでしょう。

調査対象になる月80時間超の 残業は原則しないよう、心がけ て行きましょう!







情報**BOX**

ハローワークの求人票に

代表者名・法人番号が表示されます。

平成29年2月20日以降、ハローワークの求人票に表示される「会社の情報」に代表者名と法人番号が追加されます。求人申し込みをされている事業主の皆様には、代表者名が最新になっているか、法人番号を追加するかご検討いただき、追加・修正等をする場合は、求人提出先ハロワークにて、事業所登録の変更を行ってください。



画像出典:東京労働局HP(http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/home.html)

むさしの労務相談室 自転車通勤者にはどのような指導が必要?

今月のご相談

最近、自転車事故が多発していると聞きました。うちの会社にも自転車通勤者がたくさんいるのですが、なにか注意しておく必要がありますか?

回答

街中でもマナーの悪い自転車運転を見かけることがありますね。自転車事故なんて滅多に起きないと思いがちですが、自転車通勤で事故に遭って労災申請を依頼されるケースが度々ありますので、やはり危ないですね。

自転車は軽車両として道交法の適用を受けます。法律違反にならないよう、まずは左側通行を徹底すること。そして、危険な違反行為をしないこと。危険な違反行為とは、①信号無視 ②通行禁止違反 ③一時停止違反 ④歩行者専用道での徐行違反 ⑤歩行者妨害 ⑥ブレーキのない自転車運転 ⑦酒酔い運転 などです。これらを3年以内に2回以上繰り返すと安全講習の受講が義務付けられます。最近はイヤホンをしたままで運転していても注意を受けます。従業員の皆様には、怪我のないよう安全運転を心がけ、更には会社のイメージを保つためにも安全運転を徹底するようお願いしてください。











毎年恒例の冬合宿に行ってきました!

毎年恒例の冬合宿の時期となりました。 MR合宿では「いろんなことにチャレンジをしよ う!」をテーマにしております。前回のカーリングに 続き、今回は「アーチェリー」を体験しました。

的に手持ちの矢が全て刺さるまではコースに出られ ないため、午前中はひたすら的を狙う練習を行いまし た。なんとか全員、午後には課題をクリアし、コース へ! 1時間半ほど山の中を歩きましたが、森林浴をし ながら体を動かすのはとても気持ち良かったです♪

接待ゴルフならぬ、接待アーチェリーもあるのだと か。1回3000円というリーズナブルなところにも 驚きでした!

初心者でも1日でコースを周れるようになりますの で、ぜひ皆様もお試しください!



業務課: 古賀

MR New Face!



1月より、推進課に新しいスタッフが入社致 しました。「樋口 純也」です。

一発芸ではショート落語を披露して頂きまし たが、完成度が高かったため、「もっと長い 本格的な落語を見てみたい!| という理由で 再披露してもらうことになりました。

弊社一のおしゃれスタッフです。 カラフルな服をスマートに着こ なしております。

ぜひ、見かけた際はスマートな 色使いに注目してみてください♪



編集後記

以前、12月号で帰化申請に取り組んでい るとご報告させて頂きましたが、2月14日 ついに受付をしていただくことが出来ました (□ ▽ □)/

大量の書類を集め終わった達成感にまだ浸っ ているところです。・・・が、この後は面接 と本申請が待ち受けております。まだまだ長 い道のりですが、頑張ります!

発行:社会保険労務士法人MRパートナーズ むさしの労政

武蔵野市吉祥寺南町1-11-11 武蔵野ビル3F TEL:0422-40-6064

※お問い合わせ・ご意見はお気軽に!

